

防衛医科大学校達第6号

防衛医科大学校名誉教授の証に関する達を次のように定める。

昭和57年4月22日

防衛医科大学校長 加 納 保 之

防衛医科大学校名誉教授の証に関する達

改正 令和 3年 3月31日達第 3号

(趣旨)

第1条 この達は、防衛大学校名誉教授及び防衛医科大学校名誉教授の称号授与に関する訓令（昭和56年防衛庁訓令第2号）の定めるところにより、防衛医科大学校名誉教授の称号を授与された者（以下「名誉教授」という。）に対して発行する防衛医科大学校名誉教授の証（以下「名誉教授証」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(発行者等)

第2条 名誉教授証は、防衛医科大学校長が発行し、その交付事務は事務局総務部総務課において行うものとする。

(発行の時期)

第3条 名誉教授証の発行日は、名誉教授の称号を授与された日とする。

(様式)

第4条 名誉教授証の様式及び規格は、別紙様式第1のとおりとする。

(発行手続)

第5条 名誉教授証を発行する場合には、名誉教授証及び名誉教授証発行簿（別紙様式第2）に必要事項を記載し、契印して証明を行うものとする。

(使用の心得)

第6条 名誉教授証は、他人に貸与し又は譲渡しないものとする。

(き損、亡失等の届出)

第7条 名誉教授証をき損又は汚損した場合には、当該名誉教授証を添えて届け出るものとする。

2 名誉教授証を亡失した場合には、すみやかにその旨届け出るものとする。

(再交付)

第8条 前条の規定による届出のあった場合には、第5条の規定に準じて名誉教授証を再交付するものとする。

(記録)

第9条 名誉教授証の交付等については、名誉教授証発行簿により、その状況を明らかにしておかなければならない。

附 則

この達は、昭和57年4月22日から施行する。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

別紙様式第1 (第4条関係)

(表)

写 真	第 号	名誉教授の証 授与番号第 号 氏名 _____ _____年 月 日生 上記の者は、防衛医科大学校 名誉教授であることを証明する。 _____年 月 日発行 防衛医科大学校長	
--------	--------	--	---

9cm

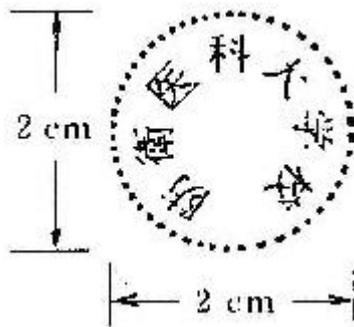
6cm

(裏)

1 名誉教授証は、他人に貸与又は譲渡しないこと。

2 名誉教授証をき損、汚損又は亡失したときは、防衛医科大学校事務局総務部総務課に届け出ること。

- 備考：1 名誉教授証の用紙は鶯色とし、印刷は黒色とする。
- 2 名誉教授証にはりつける写真は、正面向、脱帽、上半身像とする。
- 3 下記様式の浮出スタンプを写真に1/4、用紙に3/4の割合にかけて押すものとする。



別紙様式第2（第5条関係）

防衛医科大学校名誉教授証発行簿

発行 年月日	名誉教授証 発行番号	授与 番号	住 所	氏 名	生年 月日	退 職 年月日	備 考

備考：備考欄には整理上必要な事項を記入する。